

(参考) 教育公務員の違反行為の具体例

※「法」とは「公職選挙法」を、「規則」とは「人事院規則14-7」を指す。

教育公務員の選挙運動等に関する公職選挙法、人事院規則等による違反行為の例	関係法令
1 候補者の推薦等	
(1) 特定の候補者の当選を図るため、PTA等の会合の席で、その候補者の推薦を決定させること。 (2) 教員等の地位を利用して、投票の周旋勧誘（いわゆる票の割り当て等）を行うとか、あるいは、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与したりすること。 (3) 特定の候補者を支持するため、教員等の地位を利用して、その候補者の後援団体を結成したり、その団体の構成員となることを勧誘すること。	法136条の2、137条、規則6項1号、8号、11号 法136条の2、137条、規則6項1号、8号 法136条の2、137条、規則6項1号、5号、6号
2 投票の依頼又は勧誘	
(1) PTA等の会合の席上で特定の候補者へ投票するよう依頼すること。 (2) 学校における児童生徒及び保護者に対する面接指導の際、自分の支持する政党や候補者の名を挙げること。 (3) 家庭訪問の際に、特定の政党や候補者に投票するよう勧誘すること。 (4) 選挙運動員として、候補者の自動車などに乗り、投票を呼びかけること。 (5) 教員等としての地位を利用して電話で投票を依頼すること。	法136条の2、137条、規則6項1号、8号、11号 法136条の2、137条、規則6項1号 法136条の2、137条、規則6項1号、8号 規則6項8号 法136条の2、137条、規則6項1号、8号
3 署名運動	
(1) 特定の政党や候補者の名を挙げて、賛成又は反対の署名運動をすること。 (2) (1)の署名運動に協力するよう勧誘すること。	法138条の2、規則6項9号 規則6項9号
4 デモ行進	
(1) 特定の政党又は候補者などを支持し又は反対するためのデモ行進のような示威運動を企て、指導し、又は援助すること。 (2) 選挙運動のために、自動車を連ねたり、隊伍を組んで歩くなど氣勢をはること。	規則6項10号 法140条
5 新聞、雑誌、ビラ等	
(1) 特定の政党や候補者などを支持し又は反対するために書かれた新聞、雑誌、ビラ等に関して、①発行すること、②回覧に供すること、③掲示し又は配布すること、④多数の人に朗読して聞かせること、⑤①～④いずれかの用に供するために著作し又は編集すること。 (2) 特定の政党の機関紙や刊行物の発行、編集、配布又はこれらの行為の援助を行うこと。	法142条、143条、146条、148条、規則6項13号 規則6項7号
6 広告、ポスター、あいさつ状等	
(1) 選挙用ポスターを貼ってまわること。 (2) 受持ちの児童生徒に選挙用ポスターを貼らせること。 (3) 特定の政党や候補者を推薦する保護者あての文書を児童生徒に持ち帰らせること。 (4) 選挙運動期間中、政党、候補者あるいはその家族、選挙運動員などの名を記載した年賀状、暑中見舞状などのあいさつ状を配ったり、掲示したりすること。 (5) 「〇〇候補者の当選を期す」というようなポスターなどを職員室の壁に貼ること。 (6) 選挙期間中、文書などについての配布又は掲示の禁止の規制を免れる行為として、いかなる名義をもってするを問わず、政党や候補者の名を記載した文書（推薦お礼のポスターなど）を配ったり、掲示したりすること。 (7) 選挙運動用のポスターや葉書に推薦人として肩書を付して名前を連ねること。	規則6項13号 法136条の2、137条、137条の2、規則6項1号 法136条の2、137条、142条、規則6項1号、13号 法142条、143条、146条、規則6項13号 法143条、145条、規則6項13号 法146条、規則6項13号 法136条の2、137条、規則6項1号
7 演説等	
(1) 選挙運動のため、個人演説会又は街頭で演説すること。 (2) 不特定多数の人に対し、特定の政党や候補者を支持し又は反対する意見を述べること。 (3) 選挙運動のための個人演説会などで、ピケを張ったり、必要以上にやじったりして妨害すること（集団で行えば更に重い罰則がある。）。	規則6項8号、11号 規則6項11号 法225条、230条
8 資金カンパ	
特定の政党、候補者などを支持し若しくは反対するために資金カンパを求め、又はそのような資金カンパの計画立案に参加し、又はその集金を援助すること。	規則6項3号
9 その他	
(1) 選挙運動のために放送設備（例えば校内放送設備）を使用すること。 (2) 受持ちの児童生徒の保護者が候補者、選挙運動員又は有権者であるとき、担当教員である地位を利用して、これらの者を威迫すること。 (3) 勤務時間中において、いわゆる紹介者カードの記入・作成等の職務と関係ない行為を行うこと。 (4) 勤務時間の内外を問わず、選挙運動等のために、公の設備である学校の電話、FAX、パソコン、コピー機等を用いること。	法151条の5、規則6項11号 法225条、136条の2、137条、規則6項1号 地方公務員法第35条（職務専念義務） 地方公務員法第33条（信用失墜行為）